

平成29年12月14日

国立市議会議長 **大和 祥郎 様**

提出者 渡辺 大祐

〃 青木 健

〃 大谷 俊樹

〃 高原 幸雄

〃 小口 俊明

〃 関口 博

議案の提出について

議員提出第 15 号議案

**主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する
参議院での附帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

**主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する
参議院での附帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を求める意見書（案）**

本年4月14日、主要農作物種子法（以下「種子法」）廃止法案が可決成立し、来年4月1日より種子法は廃止されることになった。これによって、1952年より日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要作物の種子を100%国産でまかなうことを維持してきた法的根拠とその財源が失われることになる。とりわけ基幹作物としての米は、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など深刻な影響を受けることが懸念される。

そもそも種子法は、主要作物の自給を維持し、産地の分散化や品種の多様性という食料安全保障上極めて重要な部分を支えてきた公的種子事業である。規制緩和路線のもとに、国の責任を放棄し、外国資本を含む民間の種子開発の参入を積極的に進めることは、「食料の安定供給」を任務と定めた農水省設置法に反するものである。

さらに、本年5月11日に成立した農業競争力強化支援法においては、育苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供すること、さらに銘柄の集約の取り組みを促進することも定められている。

これらが相まって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むこと、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧される。国立市の農業・農家、そして消費者にとっても、これは重大な問題である。

種子法廃止にあたり、参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流失禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、食料主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、参議院での附帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を実施されることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

平成29年12月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣